

2021年8月2日

## 2021年度青森県最低賃金改定 「労働者側の基本的な考えについて」

### はじめに

コロナ危機からの世界経済は、ワクチン普及などから徐々に自律的な回復へシフトしており、経済活動の正常化が進む局面を迎えている。

コロナ禍後の社会、経済を読み解くのか。新型コロナウイルスの接種が急速に進むアメリカでは、ワクチン接種を終えた人々は堰を切ったような勢いでレストランやバーに繰り出し、感染拡大前の生活を取り戻しつつある。経済活動も全面再開させる中で、いま大きな課題になっているのは労働力不足だ。米商務省が7月29日発表した2021年4～6月期の実質国内総生産（GDP、季節調整済み）速報値は、年率換算で前期比6.5%増だった。プラス成長は4四半期連続。GDPの7割を占める個人消費の伸びが寄与した。コロナ感染拡大への経済対策や、ワクチン接種の進展による企業活動の再開を受け、経済の回復が続いていることが裏付けられた。

日本国内の新型コロナウイルスの接種回数は、7月31日時点で1回目接種を終えたのは4957万人で人口の39.0%、2回目は3602万人で28.3%となった。65歳以上では1回目6054万人で高齢者人口の86.1%。2回目は2644万人で74.5%にあたる。

本県の7月25日時点の接種回数は、1回目43万人で38.6%、2回目27万人で24.7%。65歳以上では1回目34万人で82.4%、2回目25万人の60.0%となっている。接種計画では、国からのワクチン供給量が希望通りに進まない可能性も否定できないが、青森市は10月末までに希望する人への接種を終える計画だ。

今後、ワクチン接種の進展と、新型コロナウイルスとの戦いに対応できる抗体カクテル療法や飲み薬タイプの治験開始など治療方法も確立されつつある。これにより、感染症に対する警戒感がやわらぎ、これまで抑制されていたサービス消費に向けた動きが強まるものとみられている。日銀短観などをみても輸出が多い製造業の景況感はずでにコロナ前までに回復した。個人消費も底堅い。お金を使いたくても使えない状態が取り除かれることにより、旅行や飲み会も含め鬱積した個人消費が急速に拡大し潜在成長率を上回るペースでの回復が見込まれる。最低賃金の審議にあたっては、これら環境変化を踏まえた議論が必要である。

### 1. 最低賃金の引き上げの必要性

最低賃金法第1条は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

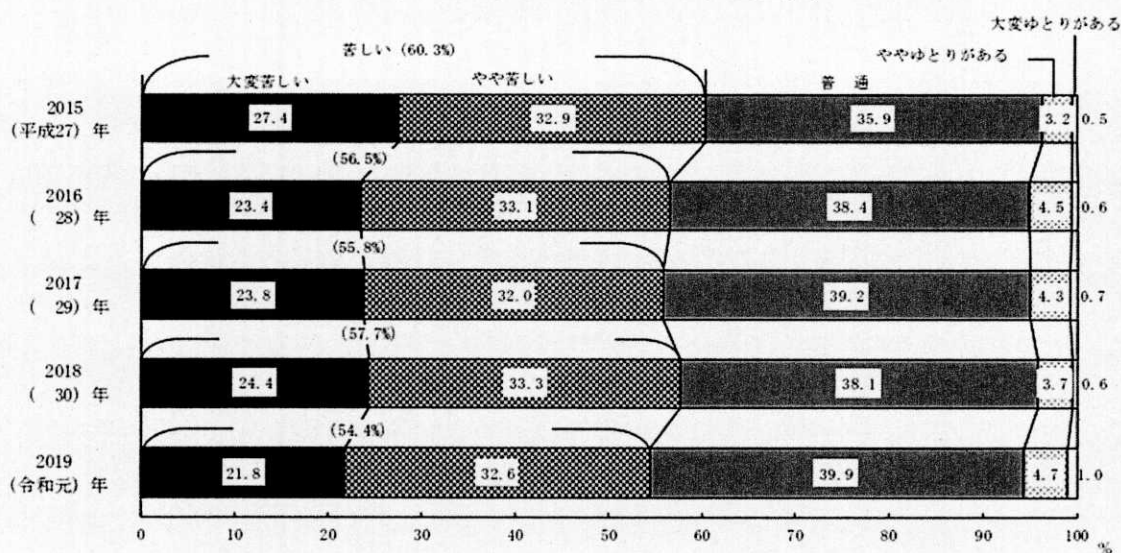
### (1) 労働者の生活実態について

「平成 31 年（2019 年）国民生活基礎調査」の貧困率の調査では、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）の 127 万円に対し、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は 15.4% となっていて、6.5 人に 1 人が相対的貧困の状況にある。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.6%（対 2015 年△0.3 ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では 48.1%（対 2015 年△2.7 ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では 10.7%（対 2015 年 0 ポイント）となっている。なお、OECD の所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した「相対的貧困率」は 15.7%、「子どもの貧困率」は 14.0%、「子どもがいる現役世帯」の世帯員は 13.1%、そのうち「大人が一人」の世帯員は 48.3%、「大人が二人以上」の世帯員は 11.2%となっている。

また同調査の「生活意識の調査」では、世帯数の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が 54.4% となっていて過半数を超えている。

(図 世帯の生活意識の年次推移)

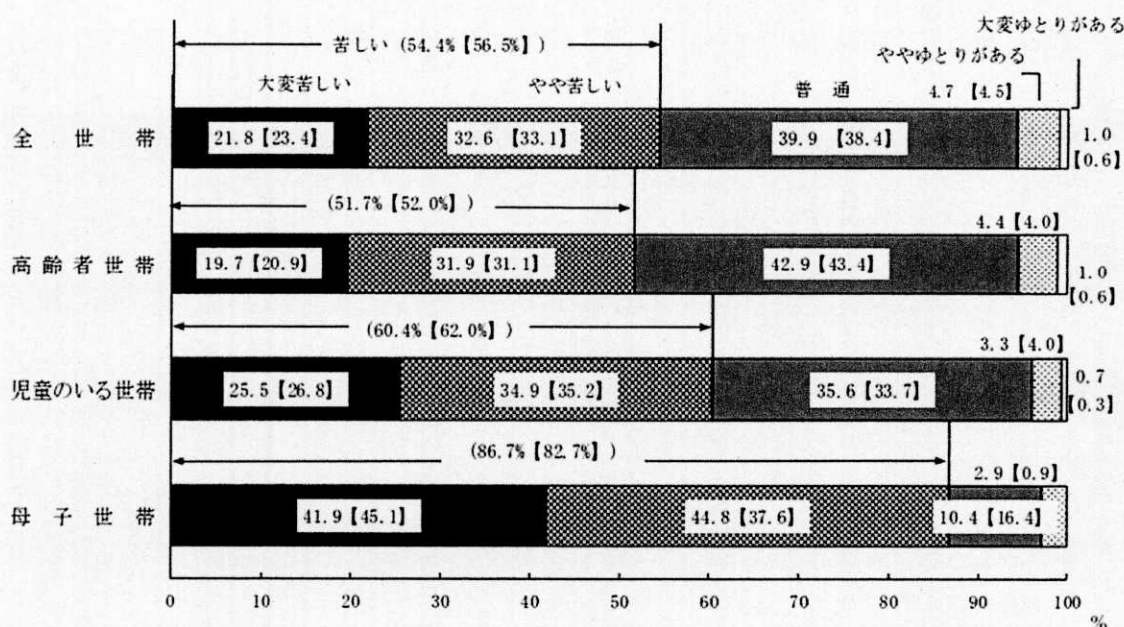


注：2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「母子世帯」が 86.7%、「児童のいる世帯」が 60.4% となっている。

(図 各種世帯の生活意識調査)

2019 (令和元) 年



[出所：厚生労働省 2019 年度国民基礎調査より]

## (2) 最低賃金法は国民経済の健全な発展に寄与してきたか

次に、最低賃金法は「国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としていることである。最低賃金の決定には「3要素」と「国民経済の健全な発展」という四つの側面を考慮すべきである。

経済学者である「アダム・スミス」は「国富論」で、「賃金の高いところは低いところよりも職人（労働者）が一層活動的で、勤勉で、しかもきびきびしている」との見解を述べ、賃金上昇が経済発展に貢献するという理論を説いている。

今年6月に死去した日本経団連前会長の中西宏明氏は定例記者会見（2021年4月5日）で、コーポレートガバナンス（企業統治の行動規範）について触れ「企業は社会への貢献を活動目的のベースとし、それを通じて自社も繁栄するものである。これが経団連の訴える、サステイナブル（持続可能な発展）な資本主義の考え方である」と述べている。

## 2. 最低賃金法の3要素の定義について

地域別最低賃金の3要素については、いずれも考慮されるべき重要な要素であって、そのうち何に重点があり、何は二の次というような順位はつけ難く、三つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものであるとしている。また、「通常の事業の賃金支払い能力」については、解説にあるとおり特定の産業、個々の企業のみ賃金支払い能力を指すものではないことを明確にしている。

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

○ 労働調査会出版局編「改訂3版最低賃金法の詳解」（平成21年）（抄）

〔解説〕（抜粋）

六 「通常の事業の賃金支払能力」とは、当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことであって、個々の企業の支払能力のことではない。

### 3. 最低賃金の引き上げは世界の潮流

OECD が発表している「実質最低賃金のランキング（2020年）」において、日本のランキングは以下の通りとなっている。

- ・最低年収ランキング：14位（16,989.5ドル）
- ・最低時給ランキング：14位（8.2ドル）
- ・平均年収ランキング：22位（38,515ドル）

上記の結果は、OECD に加盟している同じアジア諸国である韓国に後塵を拝し、年収・時給ともにアジア諸国では最下位（OECD加盟国内）となっている。また、OECD加盟国の先進国の中では、アメリカを少し上回ることで、最下位を免れた結果となっている。

しかし、そのアメリカは、2020年1月に20の州が最低賃金を引き上げ、ワシントンD.Cやニューヨーク市は15ドル、ワシントン州は13.5ドル、カルフォルニア州13ドルなど、連邦政府の決めた水準を大幅に上回っている。

欧州委員会は2020年10月、労働者の生活維持に必要な最低賃金の水準確保を目的とする指令案（枠組み）を発表し、加盟国での最低賃金の底上げを目指す。新型コロナウイルスの感染拡大が小売業や観光など、従来から低賃金労働者に占める割合が高い産業に大きな打撃を与えており、こうした低賃金労働者層への深刻な影響が懸念されていることによる。

ドイツの最低賃金委員会は、2021～2022年の法定最低賃金引き上げのスケジュールと金額を、2021年7月1日～6.6ユーロ、2022年1月1日～9.82ユーロ、2022年7月1日～10.45ユーロ（いずれも時間当たり）とし、勧告された時期に勧告された金額を引き上げる。諸外国ではコロナ過でも最低賃金の引き上げを実施または行う予定である。

(2021年4月1日時点。各国の金額はいずれも時給額)

日本	902円	902円	地域別最低賃金
アメリカ	7.25ドル	801円	連邦最低賃金に加え、州別最低賃金あり。
カナダ	11.45～16.0 カナダドル	1002円～1400円	州別最低賃金
ドイツ	9.50ユーロ	1239円	全国一律最低賃金
イギリス	8.72ポンド	1359円	全国一律最低賃金
フランス	10.25ユーロ	1338円	全国一律最低賃金に加え、地域・業種別最低賃金あり。

- (注) 1. 日本円換算は2021年4月1日の為替レートを使用。  
 2. 日本は全国加重平均の数値である。  
 3. イギリスは23歳以上に適用される金額。

#### (1) ナショナルミニマムにふさわしい水準へ

現在の日本の地域別最低賃金の水準は、最高額の1,013円でさえ2,000時間働いても年収200万円程度であり、ワーキングプアと呼ばれる水準にとどまる。また、最低賃金と平均賃金の中央値比較では、フランスが60%、イギリス、ドイツ、韓国が50%であることに對し、日本は40%程度にとどまっており、OECD平均の50%超を大きく下回る。憲法第25条、労働基準法第1条、最低賃金法第1条を踏まえ、まずは生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に早急に引き上げていくべきである。なお、最低限生活可能な賃金水準については、連合リビングウェイズ（青森県は910円）も参考にすべきである。

#### 4. 県内業況について

日本銀行青森支店は7月30日、県内金融経済概況を発表した。県内の景気は「新型コロナウイルス感染症の影響からサービス消費を中心に引き続き厳しい状況にあるが、基調としては持ち直している」と、4ヵ月連続で「持ち直し」の判断を示した。

また同日、青森銀行が発表した、2021年4月～6月期の県内企業業況調査で、業況を示すBSIは、全業種で前期より12.6ポイント上昇の6.5減となり、3期連続で改善した。業種別の業況BSIは、製造業が21.7ポイント上昇の14.0。非製造業は、運輸・サービス業が40.0ポイント上昇して0.0となり、前年同期比で回復した。前年同時期に発動された緊急事態宣言の反動により企業心理に回復傾向が見られた。

#### 5. 雇用情勢について

総務省が7月30日に発表した6月の完全失業率（全国）は、前月比0.1ポイント低下の2.9%で、3ヵ月ぶりに改善した。新型コロナウイルス禍で大きな打撃を受けた宿泊・

飲食サービス業の就業者数が全同月比 13 万人増、卸売・小売業の就業者数が前年同月比で 49 万人増えた。また、解雇や倒産による離職者数は 2 万人減と 17 ヶ月ぶりに前年同月比を下回った。全国の有効求人倍率は、前月比 0.04 ポイント上昇し 1.13 倍だった。2020 年より始まったコロナ禍のため、有効求人倍率は一旦落ち込んだものの、1.0 倍以上の水準を維持した。

青森労働局は 7 月 30 日、6 月の有効求人倍率（季節調整値）は前月比 0.05 ポイント増の 1.06 倍だったと発表した。1 倍を超えるのは 3 ヶ月連続。新規求人倍率も過去最高タイとなる 1.89 倍で、前月比 0.16 ポイント上回った。新規求人数は前月比 692 人（7.7%）増の 9646 人、新規求職者数は 51 人（1.0%）減の 5115 人だった。情勢判断は「新型コロナが雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある」としたが、有効求人倍率が 1 倍を切った昨年 5 月から使っていた「厳しい」の表現をやめた。

## 6. 最低賃金引き上げに向けた環境整備

政府は 7 月 21 日の経済財政諮問会議で、10 月以降に予想される最低賃金の大幅引き上げに伴い負担が増す中小企業の支援策を発表した。時給が最も低い従業員の賃金を一定額引上げ他企業に出す「業務改善助成金」の拡充や、「雇用調整助成金」助成率の特例措置を年末までの延長、「下請取引の適正化」を柱とする。これら政府が講じる支援策を踏まえて審議すべきである。

2020 年度の国の一般会計予算では実際に使われなかった繰越額は過去最大の 30 兆 7804 億円で、新型コロナウイルス感染症への対応で過去最大となる予算を計上したものの、5 分の 1 を 2021 年度以降に繰り越す結果となった。この繰り越し財源を活用した公共事業、観光支援策「Go To イート」は最長で今年 12 月までの延長を決めた。「Go To トラベル」についてもいずれ再開される。

最低賃金の決定にあたっては個々の企業や一部の産業だけを見て判断するものではないが、本県の観光面でも改善の兆しは顕著だ。

7 月 22 日～25 日の 4 連休中、東京都からの人出増加率が最も高かったのは富山県の 2.3 倍、岩手県 2.1 倍、青森県 83% 増、岐阜県 80% 増、長野県 64% と続いた。

本県においても、観光・飲食支援策として「プレミアム付商品券」、「県民宿泊キャンペーン」の実施や「青森県春のおでかけクーポン」の期間延長など、様々な支援策が行われている。

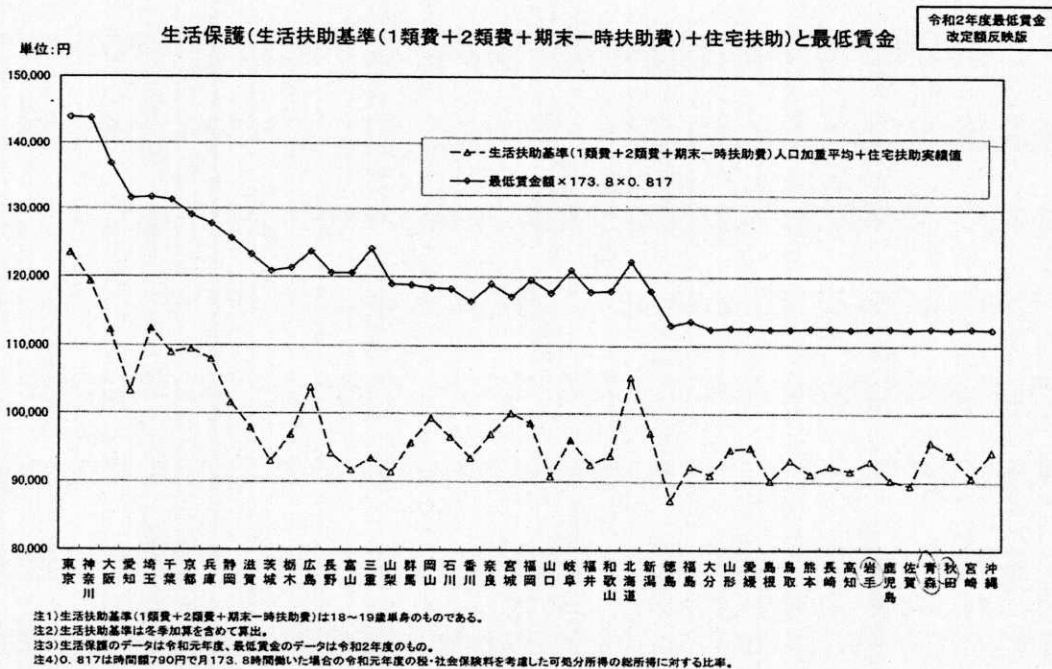
また、ユネスコの世界遺産委員会は、北海道と青森県、岩手県、それに秋田県に点在する「北海道・北東北の縄文遺跡群」を世界文化遺産に登録した。初の週末を迎えた 7 月 31 日、県内に分布する 8 遺跡には見学者が続々と訪れたとの新聞記事が掲載された。今後、副次的に観光客が急増することが見込まれる。

## 7. 青森県における生活保護費と最低賃金の比較について

最低賃金法では、社会のセーフティネットの役割を重視し 2007 年 11 月の法改正で

「労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」という規定が追加されたことにより、最低賃金は生活保護の水準以上にすることになった。生活保護とは憲法 25 条の規定する「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度だ。

生活保護費は、国の基準で厳密に計算されていて、生きていくのに必要なお金と言い換えることができる。令和 2 年度の生活保護水準との最新の乖離額は△117 円（青森県最低賃金が上回っている）となっているが、下表、第 2 回青森地方最低賃金審議会資料で比較した場合、D ランクにおける生活保護費と最低賃金の乖離幅が小さく、本県の最低賃金は「健康的で文化的な最低限の生活を営み、生活保護に係る施策との整合性に配慮」したものとなっていないことは明白である。



Page 13

### 8. 連合青森 2020~2021 春季生活闘争結果と最低賃金の比較

連合青森 2020 (令和 2 年) 年度の引上げ率 2.38% に対し、昨年の青森県最低賃金引上げ率 0.38% (額 3 円) で、その差は 2.00% 減となった。最低賃金近傍で働き賃金交渉に加われない隔絶された労働階層との所得格差がさらに拡大したことから、抜本的な対応が求められる。

(青森県の状況)

※金額・賃上げ率ともに加重平均

名称等	調査対象	令和 3 年				令和 2 年			
		集計月日	企業・組合数	金額(円)	賃上げ率(%)	集計月日	企業・組合数	金額(円)	賃上げ率(%)
連合青森	組合	6月20日	83組合	4,570	1.98	8月31日 最終	115組合	5,273	2.38

[令和 3 年度第 2 回青森地方最低賃金審議会/P13 資料 11]

## 9. コロナ過が低所得者に与えた影響

コロナ過でも医療・介護、インフラ、生活用品も製造、スーパー・物流等の社会機能を維持してきた労働者は、感染のリスクにさらされながらも働き続けた。また、コロナ禍の影響は子育て世代やひとり親世代としてはより深刻な影響を受けた。コロナ感染症流行前からではあるが、子育て世代（子どもがある全世帯）の16.9%に「食料が買えない経験」があり、ひとり親世帯では34.9%と、いっそう高くなる厳しい状況となっている。子どもの貧困問題にも連鎖する問題だ。こうしたことから、「子ども宅食」や「子ども食堂」等の取り組みも進められた。

2019年10月に消費税が8%から10%へ引き上げられ、まもなく2年が経とうとしている。増税時には増税後の景気の落ち込みを見据えて景気振興策もセットで打ち出されたものの、2020年に入り新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得者と年金暮らしの高齢者の生活を直撃した。麻生副総裁兼財務大臣は「特別定額給付金10万円の多くは預貯に回り、景気浮揚策効果は限定的だった」との認識を示し物議を醸したことは記憶に新しい。生活を切りつめている低所得者が一時的に貯めて家計収支の不足分を切り崩して生活に充てていることは想像に難しくない。

コロナ過の長引く影響から、経済や雇用環境が悪化し、自殺者数の増加が問題となっている。2020年の自殺者は2万1081人で、2019年の2万169人を上回った。対前年比で男性は23人減少したのに対し女性は935人増え、女性の自殺者の増加が懸念される。

今求められているのは、子育て世代を含む低所得者が最低限生活可能な賃金であり、最低賃金引き上げによる「セーフティネット」の機能強化である。

## 10. デフレの原因は価格競争、負のスパイラル

近年の日本経済は、長きにわたって持続的に物価が下落するデフレに悩まされてきた。消費者は価格の安さを求め、企業は消費者の要求に応えるためにコスト削減が至上命題となり生産拠点を賃金の安い国に移し、賃金の高い自国の労働者を非正規雇用化して人件費を抑制してきた。

その結果、少子化により市場が縮小、企業は収益が上がらない、給料が上がらず家計の収入が増えない、消費が冷え込む、という負のスパイラルに陥っている。何年働いても年収が上がらないということのないよう、将来不安を払拭し、経済を好転させる必要がある。一般的に低所得者ほど限界消費性向（所得の増加分のうち、消費が増える割合）が高いため、引き上げの影響を受ける労働者の最低賃金引き上げは、消費の拡大に直接つながり得ると考えられる。日本のGDPの6割を占める個人消費拡大に直結すると思われる。

## 11. 人口動態と賃金の相関性

総務省が国税調査の結果を公表した。2020年度の人口は1億26,622万6,568人で、



5年前の調査に比べて86万8,177人も減少した。人口増加率が最も高いは東京都で4.1%、さらに東京圏となる神奈川県、埼玉県、千葉県のすべてで人口が増えている。東京圏への一極集中が進んでいる。東京圏への転出は、15～29歳の若年層が全体の約5割を占めている。

青森県の人口は、123万8730人で、2015年の前回の調査より6万9535人(5.3%)減少。減少数・減少率ともに過去最大となった。この減少数を市町村規模で例えると、十和田市(60,420)と鱒ヶ沢町(9,047)の人口が減少したことになる。

労働者が大都市圏へ集中する要因としては、大都市における賃金の高さが挙げられる。令和2年度賃金構造基本統計調査の都道府県別賃金(男女計)によると、全国平均(307.7千円)よりも賃金が高かったのは東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府の5都府県で、最も高かったのは東京都(373.6千円)だ。青森県(240.5千円)と最高の東京都の差は133.1千円となっている。

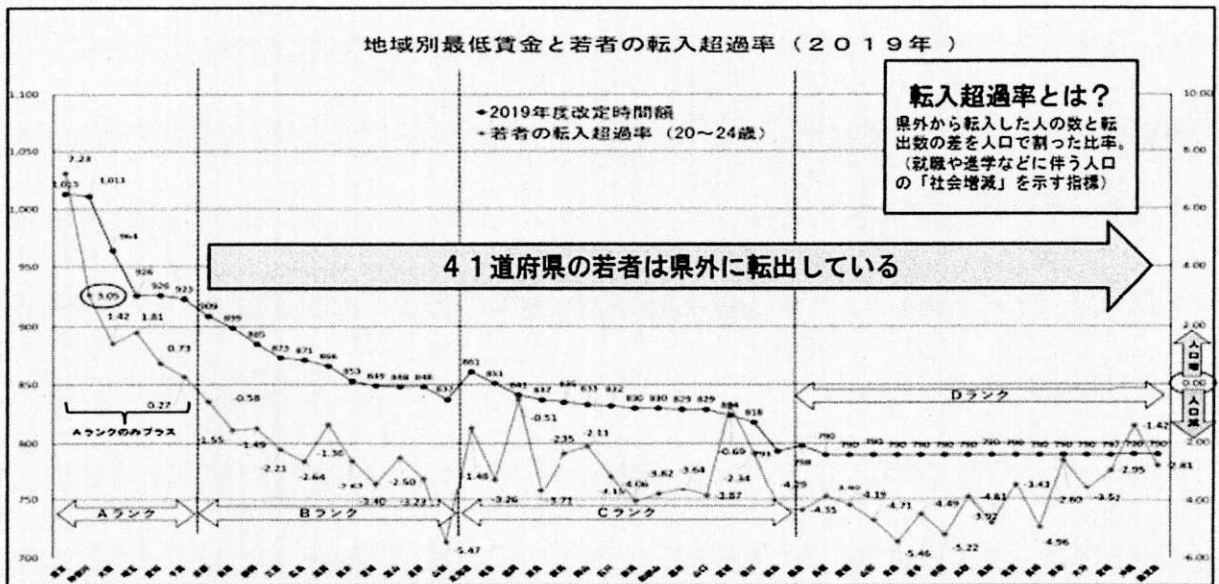
最低賃金の影響で見ると、人口密度が高い地域ほど最低賃金を大幅に超えた時給を提示し、人口密度が引く地域ほど最低賃金近傍の時給を提示する傾向にある。この結果が示唆することは、大都市に立地する店舗ほど集積の経済から便益を受け、その結果、より高い賃金が支払われているということになる。教育水準や職種、産業構造の違いなど様々な要因があるにせよ、人口動態と賃金の相関性がまったく無いとは言えない。

本県の高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は2021年2月1日時点で33.42%、前年比0.66%の増加で過去最高を更新した。国立社会保障・人口問題研究所が2018年に公表した推計によると、本県の高齢化率は今後も増加し、団塊の世代が全員75歳以上になる2025年に36.7%、2035年には41.4%になると見込まれている。

このままでは労働力の県外流出と少子高齢化が加速していくことが予想され、介護離職の増加、経済の停滞は免れない問題だ。人出不足解消に向け改正出入国管理法が成立したが、外国人労働者は賃金の高い都市部へ集中し、地方を敬遠する。実際、東京都の1,013円と本県の793円で金額差は220円だが、途上国の物価水準を考えれば、こうした時給の差は日本人が想像する以上に大きい。

人口減少によって、「生活関連サービスの縮小」、「税収減による行政サービス水準の低下」、「地域公共交通の撤退・縮小」、「空き家、空き店舗、耕作放棄地等の増加」、「地域コミュニティの機能低下」を招く。

将来世代にわたり誰もが地域で安心して暮らせる、そして人生を送れる社会をめざし、最低賃金の持つセーフティネット機能の発揮が求められる。



### 《結論》

今年度の最低賃金引き上げにあたっては、

- ①「経済財政運営と改革の基本方針 2021」および「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」にある「より早期に全国加重平均 1000 円とする」こと、
- ②経済の健全な発展、
- ③人口減少対策を意識した地域間の格差是正、
- ④最低賃金引き上げがグローバルスタンダードとなりつつあること、
- ⑤コロナ禍で疲弊する低賃金労働者に報いること、
- ⑥ワクチン接種・治療薬の確立等により昨年とは状況が変化していること、
- ⑦最低賃金発効が 10 月であること

等を勘案し、現行最低賃金 793 円に 40 円(※)プラスの 833 円とすることを求める。

(※) 根拠

●連合がめざしている「誰もが時給 1,000 円」に向けて、2025 年までの到達を目指し現在の最低賃金額 793 円との差額 207 円を 5 年で除した金額とした。

$$41.4 \text{ 円} = (\text{目標時給 } 1,000 \text{ 円} - \text{現行最低賃金 } 793 \text{ 円}) \div 5 \text{ 年}$$

●連合青森令和 2 年春闘引上げ率 2.38% - 令和 2 年地賃引上げ率 0.38% + 令和 3 年度地賃額改定額目安の引き上げ率 3.1% = 5.1%

$$40.4 \text{ 円} = \text{現行最低賃金 } 793 \text{ 円} \times 5.1\%$$